

重 要 事 項 説 明 書
指定訪問介護サービス
指定総合事業第1号訪問事業
(訪問介護相当サービス・介護予防訪問サービス)

あなたに対する（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業（訪問介護相当サービス・介護予防訪問サービス））サービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 利用事業所

名 称 : 土肥戸田ホームヘルプサービス
指定番号 : 2270300052
所 在 地 : 静岡県伊豆市小土肥787-2
管理者名 : 福室 悦子
電話番号 : 0558(98)2900
FAX 番号 : 0558(98)2901
開設年月日 : (平成12年4月1日・平成18年4月1日・平成27年4月1日)

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的: 社会福祉法人信愛会が開設する（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業（訪問介護相当サービス・介護予防訪問サービス）以下「指定総合事業第1号訪問事業」という。）事業所土肥戸田ホームヘルプサービスが行う（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が（要介護・要支援・総合事業対象者）状態にある高齢者に対し、適正な（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）を提供することを目的とします。

運営の方針: ①事業者の訪問介護員等は、（要介護・要支援・総合事業対象者）者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

3. 職員体制

管 理 者 : 1 人
サービス提供責任者 : 介護福祉士 常勤 2 人
訪 問 介 護 員 等 : 介護福祉士又は 1.2 級課程修了者
介護職員初任者研修修了者
常勤換算 2.5 人以上

4. 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日から金曜日まで

営業時間：午前8時30分から午後5時30分まで

（事業所に職員がいて、電話受付等する時間）

サービス提供日：日曜日から土曜日まで

サービス提供時間：午前7時30分から午後9時まで

5. 福祉サービス第三者評価事業受審状況

第三者評価の実施の有無	未受審
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

6. サービスの種類及び内容

（1）介護保険・総合事業基準サービス

※ 以下のサービスについては、介護保険負担割合証記載の割合を減した割合が介護保険から給付されます。

- ① 身体介護：食事・排泄・着替え・入浴・清拭・洗髪・通院・体位交換、その他必要な身体上の介護を行います。
- ② 生活援助：調理・衣類の洗濯・補修・掃除・整理整頓・生活必需品の買物・その他必要な生活上の援助を行います。
- ③ 相談・助言等：日常生活全般、介護に関する問題点や住宅改修に関する相談、助言、その他必要な相談を行います。

※ サービスに関する特記事項

- ① 調理に関して本人分のみが給付対象であり、家族の分は原則含まれません。又、部屋の掃除についても利用者の居住空間を目的とし、同居される家族の部屋の掃除も行いません。
- ② 医療行為とされる援助は一切行いません。
- ③ 利用者の当日の体調により入浴を行うことができない場合、サービスの内容を清拭に変更する場合があります。
- ④ 身体的、精神的に2人の訪問介護員等の派遣が望ましいと認められた場合は、利用者又はその家族との協議のもと、派遣体制を変更する場合があります。その場合、自己負担額が2倍になります。

（2）介護保険・総合事業基準外サービス

※ 以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ① 介護保険給付限度額及び総合事業支給限度額を超える（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービス。

* 尚、利用にあたっては、利用者および家族との合意に基づき、介護保険給付限度額及び総合事業支給限度額を超える（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービスを提供します。

- ② 通常の事業の実施地域以外の在住者が利用する（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービス。

＊通常の事業の実施地域以外の在住者が利用する（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービスを提供します。

7. サービス利用にあたっての禁止行為について

- (1) 訪問介護職員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に訪問介護員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

8. 利用料

別添の料金表により利用料金をお支払下さい。

【 別 添 1 】

9. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりとします。

- | | |
|---------|---------|
| ①伊豆市土肥 | ②伊豆市小土肥 |
| ③伊豆市八木沢 | ④伊豆市小下田 |
| ⑤沼津市井田 | ⑥沼津市戸田 |

10. 交通費

利用者の居宅が、当事業所の通常の事業の実施地域以外にある時は、通常の事業の実施地域を越える地点を起点として、要した走行キロ数に1キロ当たり40円を乗じた金額とし、有料道路利用の場合は別途にその実費を交通費としていただきます。

11. 苦情処理

- (1) 苦情申立窓口

【 別 添 2 】

- (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

第三者委員については事業所内に掲示しております。

- (3) 苦情処理体制

相談・苦情に対する常設の窓口を設け、事業所に掲示した苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けたすべての苦情を書面に記録するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合は除きます。苦情解決責任者は担当者及び他の従業員を加え、苦情解決に向けた検討会議を行い、苦情受付担当者は、その解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、苦情申出人及び第三者委員に報告します。また、サービスの質や信頼性の向上のため、個人情報に関するものを除き、解決結果を公表します。

12. 事故発生時の対応について

（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事前に指定された緊急連絡先及び担当ケアマネジャーに連絡す

るとともに、必要により医師の診察や医療機関へ救急搬送します。また、事業者は市町村や家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。また、事故を未然に防ぐための方策を講ずるものとします。

1 3. 損害保険について

- (1) 当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意、または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

(2) 損害賠償保険の加入

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保 険 名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 4. 秘密保持

- (1) 事業者及びその従事者は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがない様必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、その家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

1 5. 緊急時の対応方法

- 1. 事業者は、介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医等と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置を講じます。
- 2. 前項の場合、事業者は緊急連絡先に直ちに連絡します。
- 3. 利用者が緊急時事業者に連絡する場合は、「緊急時相談窓口」をご利用ください。

【 別 添 3 】

1 6. 虐待防止のための措置について

当事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従業者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的の実施し、必要な措置が適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

1 7. 感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的の実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

1 8. 事業継続計画の策定について

事業所は感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受け入れられるよう、指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業の提供を継続的に実施するための事業継続計画を策定すると共に、計画に従い、職員に対して研修や訓練等必要な措置を行うものとします。

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービスの提供開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

指定訪問介護サービス事業所
指定総合事業第1号訪問事業事業所

所在地 〒410-3301 静岡県伊豆市小土肥 787-2

名 称 社会福祉法人 信愛会

土肥戸田ホームヘルプサービス

理事長 奥 津 匡 俊

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、（指定訪問介護・指定総合事業第1号訪問事業）サービスの提供に同意しました。

住所

氏名 _____ 印 _____

【 別 添 2 】

(1) 苦情申立窓口

利用者相談窓口 : 受付担当者 長倉 千景
電話 0558-98-2900

伊豆市役所 健康長寿課 : 伊豆市小立野38-2
電話 0558-74-0150
受付時間 月曜日から金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

沼津市役所 長寿福祉課 : 沼津市御幸町16-1
電話 055-934-4865
受付時間 月曜日から金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

静岡県国民健康保険団体連合会
: 静岡市葵区春日2丁目4-34
電話 054-253-5590
受付時間 月曜日から金曜日 (午前9時～午後5時)

静岡県福祉サービス運営適正化委員会
: 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内
電話 054-653-0840
受付時間 月曜日から金曜日 (午前9時～午後5時)

(2) 苦情解決責任者

土肥ホームヘルプサービス 管理者 福室悦子

【 別 添 3 】

緊急時相談窓口 電話 0558-98-2900
携帯 080-7293-8574

相談受付可能時間 日曜日～土曜日
午前8時30分～午後5時30分